

令和8年度

稻敷市

放課後児童クラブ



稻敷市 保健福祉部 こども支援課

TEL 029-892-2000

令和7年10月作成

○はじめに

- ・放課後児童クラブへの入所は、ご家庭で十分に相談したうえでお申込みください。
- ・本案内をよくお読みいただき、書類の準備をお願いいたします。
- ・必要書類がすべて揃ってから、申込みをお願いいたします。
- ・書類提出後に、書類の不備が判明した場合は、すみやかに改善をお願いいたします。

○令和8年度稲敷市放課後児童クラブの変更点

- ・保護者等とみなす祖父母の範囲を見直しました。

※令和7年4月1日申請受付から変更済

変更前

- ①同世帯、同敷地に住む父方の祖父母、母方の祖父母
- ②児童が通う学校の学区内に住む父方の祖父母、母方の祖父母



変更後

- 児童と同世帯、同敷地に住む父方の祖父母、母方の祖父母

- ・2人目以降の負担金の取り扱いについて、一部変更いたします。

変更前

- ①きょうだいで利用した場合、2人目以降の負担金は半額
- ②「2人目以降」の入所者は、月の利用日数が8日以下の場合の減免対象外



変更後

- ①きょうだいで利用した場合、2人目以降の負担金は半額
- ②きょうだいで1人目のみが休所した場合、2人目以降は繰り上げして計算
例：1人目 3,000円→休所 0円 2人目 1,500円→1人目相当 3,000円
- ③きょうだいの1人目のみが休所し、2人目以降が繰り上がって計算される場合は、
「2人目以降」の入所者も、月の利用日数が8日以下の場合の減免対象となる

- ・令和8年度入所申込のオンライン申請が可能になります。

ご利用の方は、本書「入所のご案内」をご確認のうえ、入所申込受付開始日の令和7年11月25日以降、右の二次元コードから申請してください。

稲敷市公式HPにもアドレス等掲載しております。



○設置の目的

放課後児童クラブは、保護者等（注1）が就労や疾病等の理由で戸籍家庭にいない児童に対して、遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。

（注1）保護者等とは、父母のほか下記に該当する方を含みます。

○児童と同世帯、同敷地に住む父方の祖父母、母方の祖父母

※65歳未満の方は各証明書が必要になります。

児童クラブは、就労等により戸籍、保護者が児童の面倒がみられない時間をサポートする場所です。趣旨をご理解のうえ適正利用にご協力ください。

○対象となる児童および入所期間

対象となる児童は、保護者等（上記の注1参照）が次のいずれかの事情により戸籍家庭に居ないことが常態で、市内の小学校に在学する小学校1年生から6年生までの児童です。

No.	入 所 事 由		入所できる期間（必要書類はP5へ）
1	就 労	居宅外または居宅内の就労のため ※家庭菜園による農業・出荷をしていない農業は就労となりません。	就労する期間
2	求職活動	仕事を探すため	入所から3か月 (指定期限内に就労証明書等の提出がない場合は退所となります)
3	就 学	学校へ通うため	就学する期間
4	出 産	出産のため	出産予定月とその前後2か月間
5	病 気 障がい 看護・介護	疾病、もしくは負傷のため 心身に障がいを有しているため 同居及び別居の親族を常時看護・介護するため	入所を必要とする期間
6	災 害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため	災害復旧が完了するまでの期間

※土曜日の入所は、原則として、保護者等の休日が土曜日ではない児童に限ります。

（開設場所は市内1箇所「江戸崎地区児童クラブ」です。）

※家族が就労等を終え、迎えの時間（到着までに通常要するであろうと思われる時間）が「小学1年生で14時前・小学2年生以上で15時前」は対象となりません。

※入所者多数のため、長期休業期間中は求職活動を事由に入所することはできません。

※「育児休業期間中」は入所の対象となりません。（出産予定月後2か月間を除く）

※児童クラブは年度運営のため、入所期間は最長で令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

次年度も入所を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。

※入所希望者が定員を超えた場合、ご希望に添えず入所できないことがあります。

○児童クラブの運営委託について

市の児童クラブは、全クラブ民間事業者に運営委託し実施しています。

※令和7年10月時点で、令和8年度から10年度までの委託事業者を選定中です。

○開所時間と休所日

【開所時間】 授業のある日 学校終業時～午後7時

授業のない日（学校休業日） 午前7時30分～午後7時

土曜日児童クラブ 午前7時30分～午後7時

【休 所 日】 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

その他休所を必要とする日

○夏休みなどの長期休業期間のみの入所について

夏休みなどの長期休業期間のみの入所も可能です。下記の受付期間内に申込みをお願いします。

夏休み 受付期間：令和8年6月1日～6月12日 入所決定時期：6月下旬

冬休み 受付期間：令和8年11月2日～11月10日 入所決定時期：11月下旬

春休み 受付期間：令和9年2月1日～2月8日 入所決定時期：2月下旬

※長期休業期間のみの入所申込みは、休業期間ごとに必要となります。

※通年利用で入所されている方は、新たに申請の必要はありません。

○負担金

区分	1人目（月額）		2人目以降（月額）	
	8月以外	8月	8月以外	8月
平日のみ利用	3,000円	5,000円	1,500円	2,500円
平日及び土曜日利用	4,000円	6,000円	2,000円	3,000円

※1人目のみが休所した場合は、2人目以降を繰り上げて計算します。

例：1人目 3,000円→休所0円 2人目 1,500円→1人目相当 3,000円

長期休業期間のみ利用	区分	1人目	2人目以降
	夏季休業	7,000円	3,500円
	冬季、学年末・学年始休業	2,000円	1,000円
	学年末 又は 学年始休業	1,000円	500円

※長期休業期間のみ利用で土曜日利用有の場合は、上記負担金に1,000円（2人目以降は500円）を加算します。

※児童クラブ入所に係る負担金は、原則、口座振替による納入をお願いしています。

（長期休業期間のみ利用の場合は、納付書による納入になります。）

※負担金の口座振替日は、当月の末日（12月のみ25日）となります。

金融機関が休業の場合は、翌営業日になります。

○負担金の減免

次の場合は、減免申請書を提出し決定を受けることで負担金の減免を受けることができます。申請がない場合は、減免の対象となりませんのでご注意ください。

- ①生活保護法による保護世帯（全額免除）
- ②学校教育法による準要保護世帯（全額免除）
- ③月のはじめから末日まで通所しない場合（全額免除）
- ④月の利用日数が8日以下の場合（半額免除）

※④については「2人目以降」で既に半額免除されている場合または「長期休業期間のみ」の場合は対象外となります。1人目が③休所することで、2人目以降でも繰り上がって計算される場合は、④の対象として減免を受けることができます。

○クラブ費

クラブ費として、負担金とは別に、遊び道具代や教材代、おやつ代等として保護者負担が必要となります。直接、児童クラブへ納めていただきます。

クラブ費：1人当たり 月額2,000円

○保険加入

入所される児童全員に、傷害保険・賠償責任保険に加入していただきます。

保険料：1人当たり 年額1,000円

○高学年（4年生以上）の入所について

定員の空き状況等によって、高学年（4年生以上）の児童よりも、低学年（1～3年生）の児童を優先してお預かりする場合があります。

○児童クラブ負担金・保育所保育料及び幼稚園授業料・学校（幼稚園）給食費の滞納について

児童クラブ負担金・保育所保育料・幼稚園授業料・学校（幼稚園）給食費の滞納がある場合は、申込みされたとしても、原則、不許可となります。（要相談）

また、入所後に上記料金の滞納のあることが判明した場合、または特別の事情（相談）なく負担金・クラブ費の未納が累積した場合は退所といたします。

○その他

- ・児童クラブでの児童の様子について、必要に応じて書面や電子媒体等による記録を取ることがあります。（防犯等を目的としたもので公表を前提とはしていません。）
- ・児童の健康面・行動面で集団生活が不適当と認められる場合は、利用をご遠慮いただく場合があります。（特に他の児童への影響が大きいと判断される場合）
- ・入所事由の証明として提出いただいた書類については、入所後、内容が異なると思われる場合、内容の確認や追加の書類提出を求めることがあります。

○入所申込みに必要な書類

1	入所申込書		
2 入所を必要とする理由を証明するいすれかの書類	理由	就 労	就労証明書（注1）
		求職活動	申立書
		就 学	申立書・入学証明書等
		出 産	申立書・母子手帳の写し (出産予定日記載箇所)
		病 気 障 が い 看 護 介 護	申立書・下記の添付書類 ①医師の診断書等病気が証明できる書類 (注2) ②障害者手帳の写し ③介護認定書の写し
		災 害	申立書

- (注1) •自営業（個人事業主、農家を含む）の場合は、閑散期の入所はできません。
 •自営業（個人事業主、農家を含む）の場合は、**継続的事業実体があることを示す書類**（取引・仕入れの明細、出荷明細、確定申告書の写し等）を添付してください。
 なお、農業は**自家菜園のみで出荷をしていない場合は入所できません。**
 •令和8年度認定こども園（教育部分）・幼稚園入園申込に添付した就労証明書のコピーでも受付いたします。ただし、令和7年度中の申請かつ内容に変更がない場合に限りますので、それ以外については再度取得して提出してください。
- (注2) •申込の3か月以内に取得したもの。また、子どもの保育ができない期間が長期にわたる場合、入所期間中に診断書の再提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※祖父母が令和8年度中に65歳になる場合は、証明書類の提出は不要です。

※申込書類の記載事項に虚偽があった場合には、申込みが無効になります。

○申込書記入上の注意

1	土曜日利用の有無	原則として、利用は保護者等の休日が土曜日ではない児童に限ります。また、開設場所は市内1箇所になりますので、ご注意ください。（児童クラブ一覧参照）
2	入所希望期間	入所期間は4月1日から翌年3月31日までです。 入学式前の新1年生も4月1日から入所できますが、入学式後を希望する場合は、希望日を記入してください。
3	家族構成	父、母、父方の祖父母、母方の祖父母の氏名、生年月日及び年齢を記入してください。また、祖父母が児童と同居、同敷地内に居住している場合かつ65歳未満の場合は、入所申込の理由にチェックをしてください。

○入所申込みの流れ

申込場所：こども支援課 または 東支所

第一次募集（令和7年11月25日～12月12日：平日 8：30～17：15）



審査・選考 → 選考結果通知（2月上旬に入所の可否決定通知を送付します。）



第二次募集（令和8年1月19日～2月6日：平日 8：30～17：15）



第二次募集は、定員に余裕がある児童クラブのみ行います。

審査・選考 → 選考結果通知（3月上旬に入所の可否決定通知を送付します。）



随時受付 → 選考結果通知

※随時受付については、入所児童数が定員を下回っている児童クラブのみ実施します。

定員が超えている理由で入所が不許可になった方へ

※定員を超えていたり、定員に空きが出た場合は、入所不許可となります。入所希望があるものとし、定員に空きが出た場合に入所手続きを行います。入所希望がない方は「児童クラブ入所取下げ届出書」をこども支援課に提出してください。

○児童クラブ一覧

児童クラブ名	定員	所在地・連絡先	受入小学校区
江戸崎地区児童クラブ (第1・第2・第3)	100	稻敷市江戸崎甲3277番地1 (専用施設) 電話: 029-892-2860	江戸崎小学校
沼里地区児童クラブ	40	稻敷市沼田2661番地1 (沼里小学校内) 電話: 029-892-3552	沼里小学校
高田地区児童クラブ	40	稻敷市高田989番地4 (高田コミュニティセンター内) 電話: 029-892-7935	高田小学校
新利根地区児童クラブ (第1・第2・第3)	100	稻敷市柴崎229番地1 (専用施設) 電話: 0297-87-6100	新利根小学校
桜川地区児童クラブ	40	稻敷市柏木4番地19 (桜川小学校敷地内 専用施設) 電話: 029-894-2305	桜川小学校
あずま東地区児童クラブ (第1・第2)	60	稻敷市佐原下手1番地1 (あずま東小学校敷地内 専用施設) 電話: 0299-78-3605	あずま東小学校
あずま西地区児童クラブ	40	稻敷市福田1125番地 (あずま西小学校内) 電話: 0299-79-2300	あずま西小学校
あずま北地区児童クラブ	40	稻敷市伊佐部1673番地 (あずま北小学校内) 電話: 0299-79-0077	あずま北小学校
土曜日児童クラブ	40	【江戸崎地区児童クラブで実施】 稻敷市江戸崎甲3277番地1 電話: 029-892-2860	全学区対象

※土曜日は、「江戸崎地区児童クラブ」で全学区を対象に集約して実施しています。

※複数のクラスがある児童クラブは、入所後にクラス分けを行います。

※高田地区児童クラブは、令和8年度中に高田小学校余裕教室で実施するよう調整中です。

○問合せ先 稲敷市 保健福祉部 こども支援課

電話 029-892-2000